

所得税の確定申告・市県民税の申告

申告期間

2月16日(木)～3月15日(木)

9時～16時【土・日曜日を除く】

早めの準備と申告を
行いましょう！
後半の窓口は混み合います。

申告はお早めに！

申告会場

■所得税、消費税、贈与税等

中央会場 出雲市役所本庁くにびき大ホール

■市県民税

中央会場 出雲市役所本庁くにびき大ホール

平田会場 旧教育会館（平田支所北東）ほか

佐田会場 出雲市役所佐田支所 3階会議室

多伎会場 出雲市役所多伎支所 2階講習室 ほか

湖陵会場 湖陵コミュニティセンター 1階研修室

大社会場 大社文化プレイス うらら館 会議室

斐川会場 斐川文化会館 2階第1研修室

※相談会場以外の
場所では、申告相談を
行っておりません。

申告日程や受付時間等
については、この広報と一
緒に配布している「市税
だより」をご覧ください。

申告に必要なもの

- 申告書（申告書の送付があった方のみ）
- 印鑑
- 預金通帳など、本人名義の口座がわかるもの（所得税の還付申告の場合）
- 所得・控除の証明となる資料
（源泉徴収票、生命保険料等の控除証明書、障がい者手帳など）
- 営業、不動産、農業所得のある人は収入と経費が分かるもの
（領収書、帳簿、通帳、農業収支計算明細書、固定資産税課税明細書など）
- 社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等）の証明書又は領収書など

平成24年度からの変更点

◎詳細については、この広報と一緒に配布している「市税だより」をご覧ください。

①年少扶養親族に対する扶養控除の見直し

16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されます。
ただし、個人市県民税の算定に使用しますので必ず16歳未満の扶養親族の欄を記入してください。

②特定扶養親族の控除額の見直し

16歳～18歳の扶養親族に係る控除額上乘せ部分が廃止され、控除額が一般の扶養親族と同じ33万円になります。

③同居特別障がい者の控除内容の見直し

平成23年度までは、同居の特別障がい者を扶養している場合に配偶者控除又は扶養控除の額に23万円を加算していましたが、年少扶養親族の扶養控除廃止に伴い、平成24年度からは障がい者控除の額に23万円を加算することになります。

※この変更による実際の控除額の変更はありません。

なお、16歳未満の障がいのある方を扶養している場合、扶養控除の対象とはなりません。障がい者控除は適用されますので、申告の際には必ず記載をしてください。

④寄附金控除の適用下限額の見直し

個人市県民税の寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円へと変更になります。

はじめませんか、e-Tax! 確定申告は便利な e-Tax で

個人の方の e-Tax にはこんなメリットが!



1 税務署に行かなくても、自宅等からインターネットの国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用してらくらく申告♪
さらに、所得税の確定申告期間中は、**24時間申告可能**♪



2 医療費の領収書や源泉徴収票など一定の第三者作成書類の添付が**省略可能**♪
※確定申告期限から5年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。



3 本人の電子署名等を付して電子申告した場合、平成23年分の所得税額から**最高4,000円が控除**されます♪
※本控除の適用は、平成19年分から平成23年分までの間でいずれか1回となります。
※公的個人認証の有効期限は、取得の日から3年となっています。確定申告をe-Taxで提出する場合には、事前に有効期限の確認をお願いします。

4 還付申告の処理期間が**6週間程度から3週間程度に短縮**され、スピーディ♪

お問い合わせ / 出雲税務署 ☎ 21-0440 e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

●所得税申告に関するおたすね

出雲税務署 TEL 21-0440

- ・ 国税に関する一般的なご相談は「1」を選択。電話相談センターへつながります。
- ・ 税務署からの照会やおたすね、または職員にご相談の方は「2」を選択。税務署へつながります。

●市県民税申告に関するおたすね

出雲市役所

- ・ 本庁 市民税課 TEL 21-6770・21-6898
- ・ 平田支所 市民生活課 TEL 63-5552
- ・ 佐田支所 市民福祉課 TEL 84-0115
- ・ 多伎支所 市民福祉課 TEL 86-3116
- ・ 湖陵支所 市民福祉課 TEL 43-1214
- ・ 大社支所 市民福祉課 TEL 53-3115
- ・ 斐川支所 税務課 TEL 73-9120